

5-2 騒音・振動特定建設作業の解説

番号	騒音		振動	
	特定建設作業の名称 (種類又は能力)	用途	特定建設作業の名称 (種類又は能力)	用途
①	くい打機(もんげんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く)	[くい打機] 各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械 [くい抜機] 打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械 [くい打くい抜機] 同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械	くい打機(もんげん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	[くい打機] 各種の既製くい及び矢板等を打ち込む機械 [くい抜機] 打力により、打ち込んだくいを引き抜く機械 [くい打くい抜機] 同一機械でくいの打ち込み、引き抜きを行う機械
②	びょう打機を使用する作業	鉄骨も接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1~3トンの鋼球をクレーン等で吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
③	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	[のみ]を駆動し、その衝撃力で既存の構造物や舗装版等の取り壊し等を行う作業	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあって、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2~3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
④	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15KW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け作業等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	さく岩機をショベルカーに取り付け、コンクリート等の破壊を行う作業
⑤	コンクリートプラント(混練機の混練重量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業	-	-
⑥	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る)を使用する作業	ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業	-	-
⑦	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る)を使用する作業	掘削されて土砂をダンプトラック等に積み込む作業	-	-
⑧	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る)を使用する作業	土砂の掘削、押土等を行う作業	-	-